

# 平成29年度特別区一般廃棄物処理業能力認定試験

## 収集運搬業 問題用紙

### 受験上の注意

- 受験番号と氏名を解答用紙に記入してください。
  - 受験番号を解答用紙(マークシート)にマークしてください。
  - 解答用紙の「記入上の注意」をよく読んでからとりかかってください。
  - 出題形式は択一方式と記述方式で、あわせて50問出題されています。
  - どの問題も正解は一つです。
  - 択一方式での解答の際は、各問の正解と思われるものを選択肢1.～5.の中から選び、解答用紙(マークシート)にあらかじめ印刷された解答欄の〔1〕～〔5〕の番号のうち、該当する番号にマークして解答してください。
  - 記述方式での解答の際は、各問の正解と思われる語句を解答用紙の裏面に印刷された解答欄にかい書で正確に記入して下さい。
  - 問題の中で、法令等の名称を次のとおりに略しています。

○「廃掃法」	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
○「政令」	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令
○「環境省令」	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則
○「条例」	各区の廃棄物処理条例
○「規則」	各区の廃棄物処理規則
○「要綱」	東京二十三区清掃協議会一般廃棄物処理業許可取扱要綱
○「清掃一組」	東京二十三区清掃一部事務組合
○「清掃一組処理施設」	23区内の清掃工場、中防処理施設、品川清掃作業所
○「指定処理施設」	清掃一組処理施設及び東京都最終処分場
○「許可区」	許可を受けている区
○「清掃協議会」	東京二十三区清掃協議会
○「手引」	一般廃棄物処理業の手引 東京二十三区清掃協議会 平成29年2月
- ※その他、各種法令で規定する用語の定義は、この問題においても同様に使用しています。
- “不正行為”又は“不正とみなされる行為”は絶対にしないでください。
  - 終了時間になりましたら、「終了」の指示をしますので、その指示がありましたら直ちに筆記用具を机の上に置き、指示に従ってください。

分野1【問1】

廃棄物の定義、種類に関する下記のA～Eの記述のうち正しいものがいくつあるか、選択肢1～5の中から選びなさい。

- A. 環境省通知では、廃棄物について、「占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要になったもの」と定義している。同時に廃棄物に該当するか否かを判断するときに勘案すべきことは、その物の性状と占有者の意思、そして取引価値の有無の3点であると定義している。
- B. 事業活動によって排出される廃棄物のうち、産業廃棄物は政令で定めるゴムくず、金属くず、ガラスくず等の他に、廃掃法で定める燃え殻、汚泥などを含む6種類との計20種類が定義される。
- C. 事業者が自らの事業活動に伴って発生する一般廃棄物を運搬する場合は、一般廃棄物収集・運搬業の許可は不要である。
- D. 新聞業及び出版業から排出された紙くずは産業廃棄物である。
- E. 鋳物廃砂は耐火レンガくず同様、手引2頁「産業廃棄物の分類」でいうガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずに含まれる。

- 1. 1つ
- 2. 2つ
- 3. 3つ
- 4. 4つ
- 5. 5つ

分野1【問2】

特別区の清掃事業における東京都、各区、清掃一組及び清掃協議会の役割に関する記述として下記のA～Eの記述のうち誤ったものがいくつあるか、選択肢1～5の中から選びなさい。

- A. 最終処分場の管理は清掃一組の役割である。
- B. 不燃ごみ・粗大ごみ処理施設の運営は各区によって行われる。
- C. 大規模排出事業者への指導は東京都の役割である。
- D. 特別区の一般廃棄物処理計画は清掃一組によって策定される。
- E. 一般廃棄物処理施設の設置許可は東京都の役割である。

- 1. 1つ
- 2. 2つ
- 3. 3つ
- 4. 4つ
- 5. 5つ

### 分野1【問3】

一般廃棄物処理業の許可制度に関する下記のA～Dの記述のうち誤ったものがいくつあるか、選択肢1～5の中から選びなさい。

- A. ある区を一般廃棄物の積卸しを行わずに通過する場合、その区での一般廃棄物収集運搬業の許可は不要である。
- B. 一般廃棄物の処理は、原則的には、市町村の固有事務であり、他のものが処理業としてこれを行うことは禁止されている。この禁止された業を特定の場合にできるようにしたものが、一般廃棄物処理業の許可制度である。特定の場合とは市町村の一般廃棄物処理計画に適合することと一定の能力を有することの2つを指す。
- C. 一般廃棄物処理業の許可制度中、広域処理に係る特例として環境省令で定める一般廃棄物には廃消火器が含まれるが、その技術上の規格は旧厚生省令で定められる。
- D. 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律で規定する認定事業者の委託を受けて使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為を業として実施する者は、廃掃法第7条第1項若しくは第6項又は第14条第1項若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けずに、認定計画に従って行う使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為を業として行うことができる。

- 1. 1つ
- 2. 2つ
- 3. 3つ
- 4. 4つ
- 5. 誤った記述はない

### 分野1【問4】

環境省令で定める一般廃棄物の再生利用を行い、又は行おうとする者が環境大臣の認定を受けて、当該認定に係る一般廃棄物の収集、運搬、処分を業として行う場合、いわゆる再生利用に係る特例が適用され、一般廃棄物処理業の許可を受ける必要はない。ここでいう「環境省令で定める一般廃棄物」に関する記述として、下記のA～Dの記述のうち正しいものがいくつあるか、選択肢1～5の中から選びなさい。

- A. 金属を含む廃棄物は、当該金属を原材料として使用することができる程度に含むものが廃棄物になったものに限り再生利用に係る特例が適用される。これは平成9年12月26日に厚生省により告示された。
- B. 不要となった開放型鉛蓄電池は金属を含むため、再生利用に係る特例が適用され、その収集、運搬、処分は一般廃棄物処理業の許可を受ける必要はない。
- C. 再生利用に係る特例が適用される廃棄物の1つに、廃ゴム製品（ゴム底の靴等のゴムを含む製品であって、繊維を含むものが廃棄物となったものに限る。）がある。
- D. 平成19年10月26日に環境省により告示された、再生利用に係る特例が適用される廃棄物の1つに廃肉骨粉がある。

- 1. 1つ
- 2. 2つ
- 3. 3つ
- 4. 4つ
- 5. 正しい記述はない

### 分野1【問5】

特別区における一般廃棄物処理業の許可のうち収集運搬業の許可に関する下記のA～Eの記述のうち誤っているものがいくつあるか、選択肢1～5の中から選びなさい。

- A. 「継続的な作業場所」とは、一般廃棄物収集運搬業者が事業系一般廃棄物を排出する事業者から委託を受けて、当該一般廃棄物を3月以上にわたり月1回以上収集する特定の場所をいう。
- B. 「継続的な作業場所」は、建物を単位とする。ただし、建物以外の道路・公園等で作業場所を特定することが困難と認められる場合は、区域を単位とする。
- C. 特別区内から排出される食品廃棄物を収集運搬し、特別区内の清掃工場に搬入してきた収集・運搬業者が、食品廃棄物をリサイクルするために特別区外の登録再生利用事業者の施設に搬入する計画をしている。この計画は登録再生事業者の所在する市町村から収集運搬にかかる許可を受ければ実現可能である。
- D. 年末年始に指定処理施設が受け入れを行っていない場合、これにより廃棄物を運搬車に積載した状況で特定の施設に駐車すること（積置き）が例外的に認められる。積置きを行うためには運搬の許可があり、かつ、荷卸しができればよい。
- E. 許可のあるA区で収集した一般廃棄物を作業場所のないB区内にある民間処理施設に搬入する場合、B区の許可として「運搬（荷卸しに限る）」を受ける必要がある。

- 1. 1つ
- 2. 2つ
- 3. 3つ
- 4. 4つ
- 5. 5つ

### 分野1【問6】

特別区における一般廃棄物収集運搬業の許可基準に関する下記のA～Dの記述のうち誤ったものはいくつあるか、選択肢1～5の中から選びなさい。

- A. 運搬先が特別区の区域外である場合を含め、運搬車は、特別区を管轄する東京運輸支局又は各自動車検査登録事務所で登録を受けたものであること。
- B. 継続的な作業場所が建物を単位とする場合、他の一般廃棄物収集運搬業者が当該建物を継続的な作業場所としてはならない。
- C. 区長の指定する処理施設を運搬先とする運搬車は、積載量が20トン以下でなければならない。
- D. 稼動運搬車の故障、車検又は稼動運搬車で対応できない臨時的増量等の場合に使用する運搬車として、汚でい以外に使用する予備車の台数の基準は、稼動運搬車の台数（廃家電を収集運搬する専用の車両を除く。）を15で除した台数（1未満の小数は切り上げて1とする。）である。

- 1. 1つ
- 2. 2つ
- 3. 3つ
- 4. 4つ
- 5. 誤った記述はない

分野1【問7】

廃掃法施行規則第1条の4及び第1条の5に関する記述となるように、に入る語句を解答欄（ア）～（オ）に記入しなさい。

環境省令で定める積替えに係る基準（施行規則第1条の4）

- ア あらかじめ、積替えを行った後の（ア）が定められていること。
- イ 搬入された一般廃棄物の量が、積替えの場所において（イ）保管できる量を超えるものでないこと。
- ウ 搬入された一般廃棄物の（ウ）に変化が生じないうちに搬出すること。

環境省令で定める積替えのための保管の場所に係る掲示板の基準（施行規則第1条の5）

掲示板は、縦及び横それぞれ（エ）センチメートル以上であり、かつ、次に掲げる事項を表示したものでなければならない。

- ア 保管する一般廃棄物の種類
- イ 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
- ウ 屋外において一般廃棄物を（オ）を用いずに保管する場合にあっては、施行規則第1条の6に規定する高さのうち最高のもの

分野1【問8】

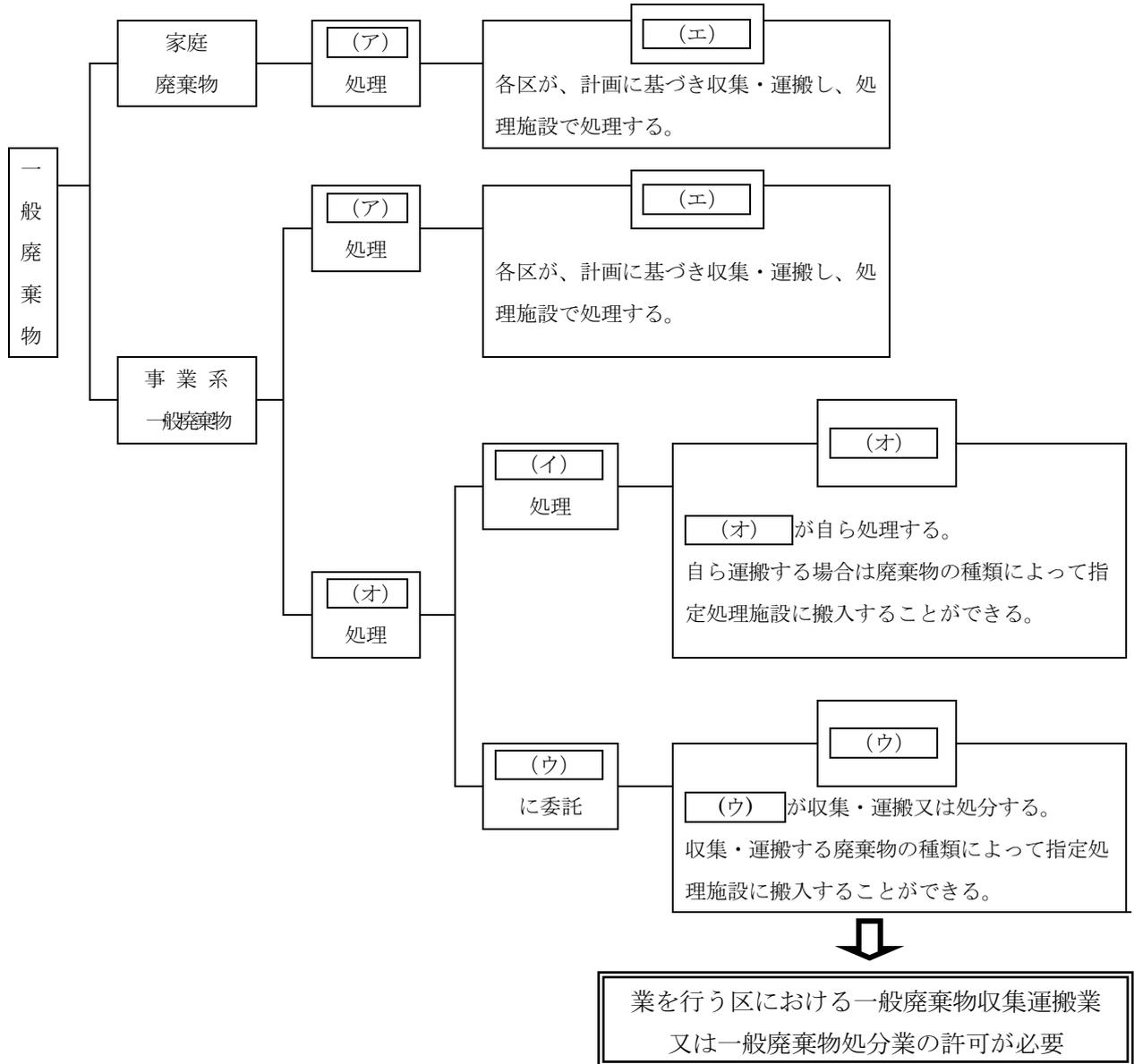
下記のA～Eの記述のうち、誤ったものがいくつあるか、選択肢1～5の中から選びなさい。

- A. 事業活動から排出されたものではないポリ塩化ビフェニル使用部品は、全て特別管理一般廃棄物に含まれる。
- B. 特別管理一般廃棄物は、埋立処分を行ってはならない。
- C. ダイオキシン類の含有量が $3\mu\text{g}/\text{g}$ 超のダイオキシン類対策特別措置法廃棄物焼却炉廃ガス洗浄施設からの汚泥は、特別管理一般廃棄物に含まれる。
- D. 特別管理一般廃棄物とは一般廃棄物のうち人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある性状を有するものである。その性状とは爆発性、毒性、感染性、飛散性を指す。
- E. 感染性廃棄物は、医療関係機関等から発生する廃棄物で「感染症の種類」及び「形状」の2つの観点により判断される。

- 1. 1つ
- 2. 2つ
- 3. 3つ
- 4. 4つ
- 5. 5つ

分野1【問9】

手引3頁に記載してある特別区における一般廃棄物処理のしくみの図が完成するよう下記の図の中で□に入る語句を解答欄(ア)～(オ)に記入しなさい。



### 分野1【問10】

特別管理一般廃棄物の収集又は運搬に関する下記のA～Dの記述のうち正しいものがいくつあるか、選択肢1～5の中から選びなさい。

- A. 特別管理一般廃棄物の収集又は運搬を行う者は、運搬容器にその収集又は運搬に係る特別管理一般廃棄物の種類その他の環境省令で定める事項を表示している場合を除き、当該事項を文書に記載し、当該文書を携帯しなければならない。
- B. 運搬用パイプラインは、特別管理一般廃棄物の収集又は運搬に用いてはならない。ただし、人の健康の保持又は生活環境の保全上支障を生じないものとして環境省令で定める場合は、この限りではない。
- C. 特別管理一般廃棄物の保管は、特別管理一般廃棄物の積替え（環境省令で定める基準に適合するものに限る）を行う場合を除き、行ってはならない。ただし、施行令第1条第1号に掲げる廃棄物については、この限りではない。
- D. 特別管理一般廃棄物は、人の健康の保持又は生活環境の保全上支障を生じないものとして政令で別途定める場合を除き、その他の物と混合するおそれのないように、他の物と区分して収集し、又は運搬しなければならない。

- 1. 1つ
- 2. 2つ
- 3. 3つ
- 4. 4つ
- 5. 正しい記述はない

### 分野1【問11】

一般廃棄物収集運搬業に使用する運搬車に関する下記のA～Dの記述のうち正しいものがいくつあるか、選択肢1～5の中から選びなさい。

- A. 運搬車は、特別区を管轄する東京運輸支局又は各自動車検査登録事務所で登録を受けたものであること。ただし、運搬先が特別区の区域外である場合は、この限りでない。
- B. 運搬車の汚水タンク内の汚水は洗車設備を有する施設以外では排出しないこと。
- C. 運搬車の許可表示全体の面積を超えない範囲であれば、指定ブルー以外の色の「ライン」も表示できる。
- D. 許可番号は、運搬車のドア及び荷箱又は荷台の両側面、さらに車両後方面に白色で表示すること。ただし、表示の色については、特に配慮する必要がある場合は、この限りではない。

- 1. 1つ
- 2. 2つ
- 3. 3つ
- 4. 4つ
- 5. 正しい記述はない

分野1【問12】

遵守事項を規定する要綱第10条に関する記述となるように、に入る語句を解答欄(ア)～(オ)に記入しなさい。

一般廃棄物収集運搬業者は、廃掃法及び特別区の条例に規定するもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 第4条第5号に規定する一般廃棄物処分業者の取り扱う一般廃棄物のうち、特別区の区域外から発生する一般廃棄物を運搬する場合は、 (ア) が認める一般廃棄物の収集運搬車両を使用し、その他 (イ) の指示する内容を表示すること。この場合において第3条第9号の規定は適用されないものとする。

(4)・(5) (略)

(6) 運搬車でなくなった車両については、当該車両を (ウ) する場合を除き、運搬車のドア及び荷箱又は荷台の両側面に掲げる事項のうち、 (エ) である旨及び (オ) について抹消すること。

(以下略)

分野1【問13】

収集又は運搬に関する事故・故障時の対応及び保管等に関する下記のA～Eの記述のうち誤った対応がいくつあるか、選択肢1～5の中から選びなさい。

- A. 運搬車両の事故が発生し、第三者に怪我を負わせたため、救護措置等を行った後、事故発生現場の区に報告した。
- B. 一般廃棄物の運搬中に当該廃棄物を乗せたまま車両故障が発生したので、車庫所在区に対して故障を報告した。
- C. 一般廃棄物運搬中の事故により、運搬車両の汚水タンクの水が漏れて悪臭が発生し、近隣住民から苦情を受けたため、近くの排水溝に汚水を排水した。
- D. 収集・運搬を許可区の区域内で行い、特別区の区域外で保管・積み替えを行った一般廃棄物を、許可区の区域内の処理施設に搬入した。
- E. 一般廃棄物の運搬車両が故障したため、清掃協議会に代車申請を行い、10日以内に変更届を提出した。

- 1. 1つ
- 2. 2つ
- 3. 3つ
- 4. 4つ
- 5. 5つ

分野1【問14】

下記のA～Dで記述される者のうち、廃掃法第7条に規定する一般廃棄物処理業の欠格条項に該当する者についての記述がいくつあるか、選択肢1～5の中から選びなさい。

- A. 破産した後3年前に復権を得た者
- B. 廃掃法第7条の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法の規定による通知があった翌日から取消処分が決定する日までに事業の廃止の届出を行った者で、5年前にその通知を受けた者
- C. 懲役刑に処せられ、3年前にその執行を受けることがなくなった者
- D. 廃掃法違反で罰金刑に処せられ、60日前にその支払いを終えた者

- 1. 1つ
- 2. 2つ
- 3. 3つ
- 4. 4つ
- 5. 該当する記述はない

分野1【問15】

特定家庭用機器再商品化法の定義を規定する第2条第4項となるように、に入る語句を解答欄(ア)～(オ)に記入しなさい。

第2条

4 この法律において「特定家庭用機器」とは、一般消費者が通常生活の用に供する電気機械器具その他の機械器具であつて、次の各号のいずれにも該当するものとして、

(ア) で定めるものをいう。

- 一 市町村等の廃棄物の処理に関する設備及び  (イ) に照らし当該機械器具が廃棄物となった場合におけるその再商品化等が困難であると認められるもの
- 二 当該機械器具が廃棄物となった場合におけるその再商品化等が資源の有効な利用を図る上で特に必要なもののうち、当該再商品化等に係る  (ウ) の面における制約が著しくないと認められるもの
- 三 当該機械器具の設計又はその部品若しくは  (エ) の選択が、当該機械器具が廃棄物となった場合におけるその再商品化等の実施に重要な  (オ) と認められるもの
- 四 (略)

分野1【問16】

以下は廃掃法における行政処分に関する記述である。区長が一般廃棄物処理業の許可を必ず取り消さなければならないものとして下記のA～Eの記述のうち該当する行為がいくつあるか、選択肢1～5の中から選びなさい。

- A. 立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した。
- B. 不正の手段によって許可を受けたとき。
- C. 措置命令に従わなかった。
- D. 他人に対し、廃掃法に違反行為をすることを助けた。
- E. 自己の名義をもって、他人に一般廃棄物の運搬を業として行わせた。

- 1. 1つ
- 2. 2つ
- 3. 3つ
- 4. 4つ
- 5. 5つ

分野1【問17】

以下のA～Eは、廃掃法の違反行為に関する記述である。みだりに廃棄物を捨てた時（法第16条）及び未遂があった時は、「5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金又はこの併科」の罰則の対象となりうるが、「3年以下の懲役若しくは3百万円以下の罰金又はこの併科」（法第26条）の対象となりうる違反行為はいくつあるか、選択肢1～5の中から選びなさい。

- A. 帳簿を3年間保存した後処分した。
- B. 空き地に廃棄物を捨てる目的で廃棄物を運搬した。
- C. 環境大臣の確認を受けずに一般廃棄物を輸出する目的でその予備をした。
- D. 一般廃棄物収集運搬業者が、委託された一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を他人に委託した。
- E. 職員の不在を理由に立入検査を拒んだ。

- 1. 1つ
- 2. 2つ
- 3. 3つ
- 4. 4つ
- 5. 5つ

分野1【問18】

一般廃棄物の処理に際し、各区及び清掃一組が条例で定める手数料の額を超えて処理料金を受け取ることは、法律で禁止されている。条例で定める廃棄物処理手数料（消費税を含む。）の記述になるように、に入る語句又は金額を解答欄（ア）～（エ）に記入しなさい。なお金額の記入に際しては「〇円〇銭」という形で記入すること。

条例

区 分	手 数 料
事業系一般廃棄物（動物の死体及びし尿を除く。）を排出する事業者	1キログラムにつき、 <input type="text"/> （ア）
区長の指定する最終処分場に運搬した事業者*1	1キログラムにつき、9円50銭

（イ）の廃棄物処理条例第9条関係別表

区 分	手 数 料
事業系一般廃棄物（し尿を除く。）を処理施設に運搬した者	1キログラムにつき、 <input type="text"/> （ウ）
転居廃棄物（ <input type="text"/> （エ）の形状のものに限る。）を処理施設に運搬した者*2	1キログラムにつき、 <input type="text"/> （ウ）

\*1…中間処理済のものに限る。

\*2…特別区が定める条件に該当すること。

分野1【問19】

一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者に関する下記のA～Eの記述のうち正しいものがいくつあるか、選択肢1～5の中から選びなさい。

- A. 特定家庭用機器、スプリングマットレス、自動車用タイヤ又は自動車用鉛蓄電池の販売を業として行う者が、当該業を行う区域において、その物品又はその物品と同種のものが一般廃棄物となったものを適正に収集又は運搬する場合。
- B. 廃パーソナルコンピューターの広域的な処理を行い、又行おうとして環境大臣の認定を受けて、当該認定に係る一般廃棄物の当該認定に係る収集若しくは運搬を業として行う場合。
- C. 環境省令で定める一般廃棄物の広域的な処理を行おうとする者は環境大臣の認定を受ける必要がある。その際に環境大臣に提出しなければならない書類の一つとして申請書がある。その記載事項の一つは当該認定に係る処理を行い、又行おうとする者及び当該処理の用に供する施設についての記載である。
- D. 廃ベッドは広域的に処理が行われる一般廃棄物として環境省令で定められているものの一つである。
- E. 一般廃棄物の輸出に係る運搬を行う者が自ら本邦から輸出の相手国までの運搬を行う場合。

- 1. 1つ
- 2. 2つ
- 3. 3つ
- 4. 4つ
- 5. 5つ

分野1【問20】

廃掃法により違反とされる行為となるように[ ]に入る語句を解答欄(ア)～(オ)に記入しなさい。

- ・ 一般廃棄物を環境大臣の[ (ア) ]なく輸出したとき(法第10条第1項)及びその未遂
- ・ [ (イ) ]命令に違反したとき(法第7条の3)
- ・ 許可を受けずに[ (ウ) ]を変更したとき(法第7条の2第1項)
- ・ [ (エ) ]に違反したとき(法第19条の4)
- ・ 自己の名義をもって、他人に一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を[ (オ) ]行わせたとき(法第7条の5)

分野2【問21】

一般廃棄物の収集運搬業の許可を新規に取得する場合に関する以下の記述のうち、正しいものを一つ選びなさい。

1. 許可証の交付は、清掃協議会の窓口、あるいは郵送で行う。
2. いずれかの区で収集運搬業の許可を有する者が、新たに別の区の収集運搬業の許可の申請をする際は、能力認定試験が免除される。
3. 複数区の新規許可を同時に申請する場合、申請書と添付書類は区ごとに必要となる。
4. 許可日は、申請が受理された月の翌月の1日となる。
5. 申請に係る必要書類は、持参または郵送する。

1. 1つ
2. 2つ
3. 3つ
4. 4つ
5. 5つ

## 分野2【問22】

以下のA～Dは、一般廃棄物処理業の許可の更新許可申請についての記述である。A～Dのうち、正しい記述はいくつあるか、選択肢1～5の中から選びなさい。

- A. 更新許可申請にあたっては、許可期間中に実施される区長が指定する講習会を2年毎に修了していることが必要となる。
- B. 更新許可申請手数料は、1区につき15,000円である。
- C. 申請前3か月以内に発行された登記事項証明書の写しを申請書に添付する。
- D. 許可申請に際して、経理的基礎を確認するため、法人税が無税の場合の無税理由書、改善計画書など追加資料が必要なことがある。

- 1. 1つ
- 2. 2つ
- 3. 3つ
- 4. 4つ
- 5. 正しい記述はない

## 分野2【問23】

以下のA～Dは、収集運搬業の許可申請に係る添付書類についての記述である。A～Dのうち、正しい記述はいくつあるか、選択肢1～5の中から選びなさい。

- A. 「欠格条項に該当しない者である旨の誓約書」は、法人の場合、役員全員（監査役を除く。）を記入する必要がある。
- B. 「従業員名簿」は、特別区一般廃棄物処理業に従事する者全員（役員を含む。）を記入する必要がある。
- C. 経理的基礎を証明する必須書類は、個人の場合、「資産調書」と「所得税納税証明書」の2点である。確認のため、追加資料が必要となることもある。
- D. 「業務経歴書」は、現在行っている業務を、定款の業務目的どおりに記載し、あわせて関連業務の許可状況も記載する。

- 1. 1つ
- 2. 2つ
- 3. 3つ
- 4. 4つ
- 5. 正しい記述はない

分野2【問24】

以下のA～Eは、収集運搬業の許可申請に係る添付書類についての記述である。A～Eのうち、正しい記述はいくつあるか、選択肢1～5の中から選びなさい。

- A. 「運搬施設に関する書類」として必要なのは、「器材一覧表」「運搬車、運搬船の写真」の2種類である。
- B. 「普通ごみ区別届出ごみ量一覧」は、取り扱う一般廃棄物の種類が「普通ごみ」の場合でなければ必要ない。
- C. 「作業場所及び処理量」に記入する契約単価は、消費税を除いた額を記入する。
- D. 「運搬車の写真」を前方から撮る場合は、ナンバープレートが鮮明に写るように車幅いっぱいになるよう工夫して撮影する。
- E. 一般廃棄物処理委託証明書には、排出場所名称、排出場所住所、一般廃棄物の種類、年間推計排出量、契約単価等を記載する。

- 1. 1つ
- 2. 2つ
- 3. 3つ
- 4. 4つ
- 5. 5つ

分野2【問25】

以下のA～Dは、事業区分の変更に伴う手続きについての記述である。□に入る手続きの名称を解答欄(ア)～(エ)に記入しなさい。

- A. 事業の区分を「収集・運搬(保管・積替えを除く。)」から「収集・運搬(保管・積替えを含む。)」に変更する際には、□(ア)が必要である。
- B. 事業の区分を「運搬(保管・積替えを含む。)」から「収集・運搬(保管・積替えを除く。)」に変更する際には、□(イ)が必要である。
- C. 事業の区分を「収集・運搬(保管・積替えを除く。)」から「運搬(保管・積替えを含む。)」に変更する際には、□(ウ)が必要である。
- D. 事業の区分を「運搬(保管・積替えを含む。)」から「運搬(荷卸しに限る。)」に変更する際には、□(エ)が必要である。

分野2【問26】

以下のA～Dは、運搬先の追加の変更承認を申請する際に必須となる添付書類についての記述である。A～Dのうち、正しいものはいくつあるか、選択肢 1～5 の中から選びなさい。

- A. 指定処理施設へ搬入する場合の作業計画書
- B. 運搬先の一般廃棄物処分業許可証の写し
- C. 運搬先の搬入承認に関する書類の写し
- D. 運搬先施設の案内図

- 1. 1つ
- 2. 2つ
- 3. 3つ
- 4. 4つ
- 5. 正しい記述はない

分野2【問27】

以下のA～Eは、変更承認事項及び添付書類についての記述である。A～Eのうち、正しい記述はいくつあるか、選択肢 1～5 の中から選びなさい。

- A. 保管・積替施設の設置場所を増加しようとする際は、「作業計画書」「保管・積替施設の配置図」「保管・積替施設の写真」「保管・積替施設の関係諸官庁の施設設置届出書の写し」などの添付書類が必須となる。
- B. 運搬施設を増車しようとする場合は、事前相談の際に「増車理由書」「器材一覧表」の提出が求められる。
- C. 運搬施設を減車しようとする場合に必要となる添付書類は、「器材一覧表」「許可表示を抹消した運搬車の写真」の2点である。
- D. 車種変更の場合は、「器材一覧表」「変更前の自動車検査証の写し」などが必要となる。
- E. 予備車を稼働車に変更する際に必要となる添付書類は、「増車理由書」「器材一覧表」の2点である。

- 1. 1つ
- 2. 2つ
- 3. 3つ
- 4. 4つ
- 5. 5つ

## 分野2【問28】

以下のA～Dは、変更届についての記述である。A～Dのうち、正しい記述はいくつあるか、選択肢1～5の中から選びなさい。

- A. 主たる事務所の所在地、代表者、役員、運搬車等について、清掃協議会へ申請・届出している事項について変更が生じた場合は、変更した日から10日以内に届け出る必要がある。
- B. 事業の区分に係る変更のうち、変更届に該当する区分への変更の場合には、添付書類が不要である。
- C. 運搬車の登録を一時抹消する場合は、手続きの前に許可表示を抹消し、ナンバープレートが装着されている状態で写真撮影する。
- D. 作業場所の増加の変更届には、排出事業者との処理契約書の写しが必要である。

- 1. 1つ
- 2. 2つ
- 3. 3つ
- 4. 4つ
- 5. 正しい記述はない

## 分野2【問29】

以下のA～Dは、変更届の変更事項及び添付書類についての記述である。A～Dのうち、正しい記述はいくつあるか、選択肢1～5の中から選びなさい。

- A. 個人の場合、変更事項としては「住所」「氏名」「政令で定める使用人の氏名」「登録印鑑」「電話番号、FAX番号」の5項目がある。
- B. 法人が名称変更した場合の添付書類として、「自動車検査証の写し」が必要である。
- C. 法人が電話番号を変更した場合、電話会社が発行する書類等が添付書類として必要である。
- D. 洗車設備の所在地を変更した場合は、「設備全体」と「排水溝」の2点が確認できる配置図と写真を添付する。

- 1. 1つ
- 2. 2つ
- 3. 3つ
- 4. 4つ
- 5. 正しい記述はない

## 分野2【問30】

以下のA～Dは、人格を変更した場合の取り扱いについての記述である。A～Dのうち、正しい記述はいくつあるか、選択肢1～5の中から選びなさい。

- A. 処理業の許可を受けてから5年を経過している個人が、発起人として設立し、専務取締役となった法人であれば、同一の業を行おうとする場合、能力認定試験は免除される。
- B. 処理業の許可を受けている有限会社が株式会社に組織変更して同内容の処理業を行おうとする場合、新たな許可を取る必要はない。
- C. 処理業の許可を受けている会社が新たに別会社を作った場合、処理業の許可が引き継がれることはない。
- D. 処理業の許可を持たない株式会社（甲）が許可を受けている株式会社（乙）を吸収した場合、（甲）は（乙）に与えられた許可をもって業を行うことができる。

- 1. 1つ
- 2. 2つ
- 3. 3つ
- 4. 4つ
- 5. 正しい記述はない

## 分野2【問31】

以下のA～Eは、業の廃止届についての記述である。A～Eのうち、正しい記述はいくつあるか、選択肢1～5の中から選びなさい。

- A. 添付書類として、当該区の許可証が必要となるが、紛失している場合は届け出の際に再交付申請を行えばよい。
- B. 業の廃止届に添付する一般廃棄物処理実績報告書は、取り扱う一般廃棄物の種類ごとに収集・運搬量を小数第1位まで記入する。
- C. 業を廃止した場合は、10日以内に清掃協議会に届け出る必要がある。
- D. 許可期間満了時に更新しない場合、廃止に係る手続きは不要となる。
- E. 特別区における全ての許可区で業を廃止した場合は、許可している運搬車について、代表車両の許可表示を抹消した写真を添付する必要がある。

- 1. 1つ
- 2. 2つ
- 3. 3つ
- 4. 4つ
- 5. 5つ

## 分野2【問32】

以下のA～Eは、運転日報についての記述である。A～Eのうち、正しい記述はいくつあるか、選択肢1～5の中から選びなさい。

- A. 収集時には、作業場所ごとに必ず計量を行い、その都度運転日報に記載する必要があるが、やむを得ず袋換算する場合は、あらかじめ作業場所ごとに把握しておく必要がある。
- B. 作業場所ごとに計量した収集量の合計と、処理施設へ搬入した際の計量値を日々確認して運転日報に記載し、なるべく両者を近づけるよう。計量の正確性を高める必要がある。
- C. 運転日報について各区規則で規定しているのは、自動車登録番号、収集時間、作業場所の名称及び所在地、収集量、処理施設への搬入状況のみである。
- D. 運転日報は、運行日ごと、運搬車両ごとに作成する必要がある。
- E. 運転日報には、収集日や曜日、天候、走行距離も重要な記録項目として記載する必要がある。

- 1. 1つ
- 2. 2つ
- 3. 3つ
- 4. 4つ
- 5. 5つ

## 分野2【問33】

以下のA～Eは、収集時の計量についての記述である。A～Eのうち、正しい記述はいくつあるか、選択肢1～5の中から選びなさい。

- A. 特別区内から発生した一般廃棄物は、取り扱う一般廃棄物の種類ごとに収集及び運搬する場合に限り、許可を得た複数区の一般廃棄物を混載することが認められているため、排出区ごとの一般廃棄物の処理量を把握する必要がある。
- B. 携帯型の計量器として、ヘルスマーター型とバネ秤型の2種類が認められている。
- C. 手秤による計量は、現在認められていない。
- D. 計量による実重量の把握が困難な場合は、排出者（作業場所）ごとのごみ量や内容など排出傾向を把握し、適切な換算値を定める方法が認められている。なお、換算値については、季節や作業場所の業態の変化により変動することが想定されるため、適正な期間で見直しを行う。
- E. 作業場所の所在地は町丁目までを記載する。

- 1. 1つ
- 2. 2つ
- 3. 3つ
- 4. 4つ
- 5. 5つ

## 分野2【問34】

以下のA～Eは、実績報告書に記載する処理量の単位についての記述である。A～Eのうち、正しい記述はいくつあるか、選択肢1～5の中から選びなさい。

- A. 普通ごみについては、処理量の単位に「t」を用いる。
- B. 道路・公園ごみについては、処理量の単位に「m<sup>3</sup>」を用いる。
- C. 汚でいについては、処理量の単位に「kg」を用いる。
- D. 廃家電については、処理量の単位に「台」を用いる。
- E. 0.003tのような端数は、小数第3位を四捨五入すると「0.00t」となってしまうため、「0.01t」と記入する。

- 1. 1つ
- 2. 2つ
- 3. 3つ
- 4. 4つ
- 5. 5つ

## 分野2【問35】

以下のA～Eは、実績報告書の作成及び提出の方法についての記述である。A～Eのうち、正しい記述はいくつあるか、選択肢1～5の中から選びなさい。

- A. 処理量の数値には、自己物と専ら物は含めないが、食品循環資源は含める。なお、食品循環資源とは、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第21条第2項に規定する業として収集運搬した資源を言う。
- B. 「弁当がら等」を中防不燃ごみ処理センターへ搬入した場合は、区長の指定する処理施設の「埋立」の欄へ記入する。
- C. 道路清掃で発生した「道路・公園ごみ」については、区道以外の区内の道路を含めない。
- D. 実績報告書は前年4月1日から翌年3月31日までのものを集計し、4月30日までに提出する。
- E. 提出の際は、ホチキスやひもで綴じず、実績量の多い区の順に並べる。

- 1. 1つ
- 2. 2つ
- 3. 3つ
- 4. 4つ
- 5. 5つ

### 分野3【問36】

指定処理施設への持ち込みに関する下記のA～Eの記述のうち、正しいものはいくつあるか、選択肢1～5の中から選びなさい。

- A. 最終処分場へ継続して持ち込む場合は、清掃一組施設管理部管理課の窓口へ申請する。
- B. 最終処分場へ臨時に持ち込む場合は、排出場所を所管する清掃事務所の窓口へ申請する。
- C. 清掃一組処理施設へ臨時に持ち込む場合は、排出場所を所管する清掃事務所の窓口へ申請する。
- D. 清掃一組処理施設へ持ち込む場合は、継続持込み・臨時持込み、いずれの場合においても清掃一組が承認を行う。
- E. 新規に継続持込承認申請を行う場合は、直近3か月間で平均月2回程度以上、事業系一般廃棄物を処理施設に臨時持込みにより搬入している実績があること。

- 1. 1つ
- 2. 2つ
- 3. 3つ
- 4. 4つ
- 5. 5つ

### 分野3【問37】

指定処理施設の一般廃棄物継続持込の承認と持込承認カードに関する下記のA～Eの記述のうち、正しいものはいくつあるか、選択肢1～5の中から選びなさい。

- A. 廃棄物処理手数料を滞納している場合は、管理者に承認された納付計画等によって滞納の解消を図っていると認められていたとしても、手数料を完納するまでは継続持込の承認要件を満たさない。
- B. 継続持込みの承認期間は、一般廃棄物処理業の許可期間を超えない範囲で1年を限度として承認される。
- C. 指定処理施設と最終処分場の両方に持ち込む場合には、清掃一組と排出場所を所管する清掃事務所のそれぞれから、持込承認カードの交付を受けなければならない。
- D. 不要となった持込承認カードは、速やかにシュレッダー等で処理して破棄しなければならない。
- E. 継続持込みを廃止する場合は、継続持込廃止届を提出する。

- 1. 1つ
- 2. 2つ
- 3. 3つ
- 4. 4つ
- 5. 5つ

### 分野3【問38】

持込可燃ごみ清掃工場搬入計画に関する下記のA～Dの記述のうち、正しいものはいくつあるか、選択肢1～5の中から選びなさい。

- A. 継続的に一般廃棄物を持ち込む収集運搬業者については、持込先（清掃工場）及び1日あたりの搬入量が定められている。
- B. 持込先の変更希望や搬入量の増減希望がある場合等は、速やかに清掃一組施設管理部施設課へ事前相談の上、廃棄物搬入先新設・変更要望書を届出する。
- C. 搬入計画の増減は、毎月第2・第4月曜日までは反映されず、希望した清掃工場へ希望した搬入量を持ち込むことはできない。
- D. 指定された持込先の定期点検により、持込先を他へ変更する場合もあるが、変更の都度、事前に内容を通知するとともに、予定通り変更期間が終了した際は、継続持込管理システムを利用することで、パソコンや携帯電話で確認することができる。

- 1. 1つ
- 2. 2つ
- 3. 3つ
- 4. 4つ
- 5. 正しい記述はない

### 分野3【問39】

代車の使用及び持込みに関する下記のA～Eの記述のうち、正しいものはいくつあるか、選択肢1～5の中から選びなさい。

- A. 指定処理施設への持込承認車両が故障や車検等で使用できないときは、一時的に代車を使用して廃棄物を持ち込むことができる。また、使用する代車は、持込承認車両と同じ形状の車両とする必要がある。
- B. 代車を使用する場合、代車等使用申請書に代車で使用する車両の車検証の写しを添付して、事前に清掃一組へ申請する必要がある。
- C. 代車の使用が承認された場合、代車承認番号を付した代車等使用承認書が交付されるので、持ち込むごとに持込承認カードとともに受付で提示する。
- D. 代車を使用した持込みの場合は、昼休み（12：00～13：00）、早朝、夜間及び日曜日の搬入ができない。
- E. 持込承認カードの不正使用があったときは、当該車両について持込承認を停止することがある。

- 1. 1つ
- 2. 2つ
- 3. 3つ
- 4. 4つ
- 5. 5つ

分野3【問40】

指定処理施設への搬入可能物に関する以下のA～Eの記述のうち、正しい記述はいくつあるか、選択肢1～5の中から選びなさい。

- A. 動物の死体を指定処理施設へ持ち込むことはできないが、特例として家庭で飼育されていた犬猫等の動物死体を23区の清掃工場へ持ち込むことができる。
- B. 河川整備をした際に回収された流木は産業廃棄物であるため、持込可能な長さに切りそろえたとしても、23区の清掃工場へ持ち込むことができない。
- C. 家庭で使われたLED蛍光灯は、材料に水銀が使われていないため、23区の清掃工場に持込み焼却処分してもよい。
- D. 湿らせた焼却残灰は、1日あたり概ね10tを超えない範囲でなら、最終処分場へ搬入してもよい。
- E. 耐火金庫は、小型であっても破砕処理に支障を来するおそれがあるため、中防処理施設へ持ち込むことはできない。

- 1. 1つ
- 2. 2つ
- 3. 3つ
- 4. 4つ
- 5. 5つ

分野3【問41】

東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例施行規則第8条の記述となるよう、

に入る語句を解答欄(ア)～(オ)に記入しなさい。

(受入基準)

第8条 条例第7条の規則で定める受入基準は、次に掲げるとおりとする。

一 一般廃棄物の場合 次に掲げるとおりとする。

イ 東京二十三区清掃一部事務組合を組織する特別区の区域内において発生した一般廃棄物であって、次のいずれにも該当しないものであること。

- (1) ふん尿
- (2) 動物の死体
- (3)  (ア) に指定されている物
- (4) 有害性の物
- (5)  (イ) のある物、火災発生の原因となるおそれのある物等危険性のある物
- (6) 液状の物(投入施設に運搬する場合の (ウ) を除く。)
- (7) 粉末状又は (エ) で飛散するおそれのある物
- (8) 焼却施設にあっては、焼却に適さない物
- (9) その他処理施設、投入施設又は (オ) の管理運営に支障を来すおそれのある物

分野3【問42】

手引78頁の「指定処理施設へ持ち込む場合に携帯するもの」の4点となるよう、

に入る語句を解答欄(ア)～(エ)に記入しなさい。

①  (ア)

② 持込承認カード (  (イ) 持込する場合のみ)

③  (ウ) (マニフェスト適用対象事業者から収集した廃棄物がある場合及び臨時持込の場合)

④  (エ) (マニフェスト適用対象事業者から収集した廃棄物がある場合)

※上記の書類等がない場合には、指定処理施設への持込みができません。

分野3【問43】

コンビニから排出された物で、中防不燃ごみ処理センターへ搬入できる物は、下記のA～Eのうちいくつあるか、選択肢1～5の中から選びなさい。

A. 木くず

B. カップ麺容器(プラスチック製)

C. 売れ残った弁当

D. ボールペン

E. 直径18cmの物

1. 1つ

2. 2つ

3. 3つ

4. 4つ

5. 5つ

### 分野3【問44】

マニフェスト伝票に関する下記のA～Eの記述のうち、正しいものはいくつあるか、選択肢1～5の中から選びなさい。

- A. 事業系一般廃棄物を1日平均100kg以上（月平均2t以上）排出する事業者に対して、マニフェストの作成が義務付けられている。
- B. 排出事業者は、収集運搬業者に伝票4枚全てを渡し、収集運搬業者の署名を受けた後、A票をその場で受け取る。
- C. 収集運搬業者は、指定処理施設から返却されたB票の写しを清掃一組に提出する。
- D. 収集運搬業者は、指定処理施設から返却されたD票を自己で保存する。
- E. 一般廃棄物管理票は廃掃法第12条の3に規定されており、各区の条例、規則及び要綱により運用されている。

- 1. 1つ
- 2. 2つ
- 3. 3つ
- 4. 4つ
- 5. 5つ

### 分野3【問45】

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例及び同施行規則に関する下記のA～Eの記述のうち、正しいものはいくつあるか、選択肢1～5の中から選びなさい。

- A. 事業者は、知事が行う環境への負荷低減及び公害の防止に関する施策に協力しなければならない。
- B. 第一種低層住居専用地域において、午前8時から午後7時までの時間区分における音源の存する敷地と隣地との境界線における音量の規制基準は、40デシベルである。
- C. 第二種住居地域に所在する学校の敷地の周囲おおむね50mの区域内における規制基準は、当該値から5デシベルを減じた値とする。
- D. 第136条では、何人も別表第十三に掲げる規制基準を超える騒音を発生させてはならないとしている。
- E. 第52条において、自動車を運転する者は、自動車を停車するときは、当該自動車の原動機の停止（アイドリングストップ）を行わなければならないとされているが、人を降ろすために停車する場合や、運転者室の冷房を行うための動力として原動機を使用する場合はこの限りではない。

- 1. 1つ
- 2. 2つ
- 3. 3つ
- 4. 4つ
- 5. 正しい記述はない

分野4【問46】

医療関係機関から排出された廃棄物に関する下記のA～Eの記述のうち、正しいものはいくつあるか、選択肢1～5の中から選びなさい。

- A. 医療関係機関から排出された当初から非感染性の一般廃棄物を指定処理施設に持ち込む場合は、区の指定したステッカーを貼付する必要がある。
- B. 非感染性一般廃棄物を指定処理施設へ持ち込む場合には、医療関係機関が事前に医療廃棄物排出状況確認書を排出場所が所在する区の清掃事務所に提出する必要がある。
- C. 非感染性廃棄物であっても、鋭利なものについては感染性廃棄物と同等に取り扱うが、指定処理施設に持ち込むことができる。
- D. 滅菌処理がされた感染性一般廃棄物のうち、感染のおそれなくなったものであっても指定処理施設では受け入れていない。
- E. 感染性廃棄物の前処理方法として、①焼却、②オートクレーブ、③乾熱滅菌、④煮沸（15分以上）、⑤その他とあるが、②～⑤の方法により滅菌する場合は、さらに破碎する等により滅菌したことを明らかにする必要がある。

- 1. 1つ
- 2. 2つ
- 3. 3つ
- 4. 4つ
- 5. 5つ

分野4【問47】

医療関係機関から排出された紙おむつを指定処理施設へ持ち込む場合について、下記のA～Dの記述のうち、正しいものはいくつあるか、選択肢1～5の中から選びなさい。

- A. 医療関係機関から排出される紙おむつ（当初から非感染性のもの）は、「普通ごみ」の許可を受けている業者であれば取り扱うことができる。
- B. 指定処理施設に持ち込むにあたっては、非感染性廃棄物と記した緑色のステッカーを貼付してあることをよく確認して収集する。
- C. 介護老人保健施設と特別養護老人ホームから排出される紙おむつについては、医療廃棄物として扱う必要はない。
- D. 汚物を取り除く必要はないが、臭気が外に漏れないように、袋の口を密閉しなければならない。

- 1. 1つ
- 2. 2つ
- 3. 3つ
- 4. 4つ
- 5. 正しい記述はない

分野4【問48】

手引き68頁の「医療関係機関収集届」の記述となるように、に入る語句を解答欄(ア)～(エ)に記入しなさい。

医療関係機関から排出される一般廃棄物を収集・運搬する場合には、作業場所の増加の

(ア) を清掃協議会に提出するほかに、 (イ) を医療関係機関との契約締結後

(ウ) 日以内に (エ) に届ける必要がある。

分野4【問49】

廃掃法、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に関する下記のA～Eの記述のうち、正しいものはいくつあるか、選択肢1～5の中から選びなさい。

- A. 廃掃法第1条では、廃棄物の「処理」を「分別、収集、運搬、再生、処分等」までの一連の行為と位置付けている。
- B. 一般廃棄物をリサイクルする目的で、古紙、くず鉄のみを集める場合は、一般廃棄物処理業の許可は必要ない。
- C. 特別区内の小学校の給食残渣を、登録再生利用事業者の施設に搬入する場合は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第21条により、荷卸先の収集運搬に係る許可が不要となる場合がある。
- D. 食品関連事業者であるZ区の排出事業者から食品リサイクルに係る収集運搬を依頼された場合、すでにZ区の収集運搬業の許可を有している場合は、追加の手続きは必要ない。
- E. コンビニエンスストアから排出された食品廃棄物を、リサイクル目的で「登録再生利用事業者」に運搬する場合は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律により特別区の定める収集運搬業の処理料金の上限額を超えて受け取ることができる。

- 1. 1つ
- 2. 2つ
- 3. 3つ
- 4. 4つ
- 5. 5つ

分野4【問50】

廃家電のリサイクルに関する下記のA～Eの記述について、正しいものはいくつあるか、選択肢1～5の中から選びなさい。

- A. 廃家電を取り扱う場合の許可申請では、「当該一般廃棄物を6か月以上にわたり月1回以上収集する特定の作業場所」を許可要件としていない。
- B. 小売店から委託を受けて廃家電の収集運搬を行った場合を除き、家電リサイクル券の「小売業者控券受領書」「小売業者回付」は、収集運搬業者が保存するが、保存期間は家電リサイクル法に従い5年間である。
- C. 複数の区をまたいで廃家電を収集運搬する場合には、全ての「収集を行う区」において収集運搬の許可が必要であるが、「荷卸しを行う区」の許可は必ずしも必要ない。
- D. 家電リサイクル法によって廃家電を収集運搬する場合は、徴収するリサイクル料金の中に収集運搬料金も含まれている。
- E. 家電リサイクル法で定められている特定家庭用機器とは、ユニット型エアコンディショナー、電気洗濯機及び衣類乾燥機、ブラウン管式テレビジョン受信機及び液晶式テレビジョン受信機、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫である。

- 1. 1つ
- 2. 2つ
- 3. 3つ
- 4. 4つ
- 5. 5つ

平成29年度 特別区一般廃棄物処理業能力認定試験 解答一覧表（収集運搬業）

問 1	3
問 2	4
問 3	2
問 4	5
問 5	3
問 6	2
問 7 (記述)	(ア) 運搬先
	(イ) 適切に
	(ウ) 性状
	(エ) 60
(オ) 容器	
問 8	3
問 9 (記述)	(ア) 公共
	(イ) 自己
	(ウ) 処理業者
	(エ) 特別区
(オ) 事業者	
問10	3
問11	2
問12 (記述)	(ア) 当該市町村
	(イ) 区長
	(ウ) 解体
	(エ) 一般廃棄物収集運搬業者
(オ) 許可番号	
問13	4
問14	3
問15 (記述)	(ア) 政令
	(イ) 技術
	(ウ) 経済性
	(エ) 原材料
(オ) 影響を及ぼす	

問16	1
問17	2
問18 (記述)	(ア) 40円00銭
	(イ) 清掃一組
	(ウ) 15円50銭
	(エ) 粗大ごみ
問19	4
問20 (記述)	(ア) 確認
	(イ) 事業停止
	(ウ) 事業の範囲
	(エ) 措置命令
(オ) 業として	
問21	2
問22	1
問23	2
問24	1
問25 (記述)	(ア) 変更許可申請
	(イ) 変更許可申請
	(ウ) 変更許可申請
	(エ) 変更届
問26	2
問27	3
問28	4
問29	2
問30	3
問31	1
問32	5
問33	3

問34	2
問35	1
問36	3
問37	2
問38	2
問39	2
問40	2
問41 (記述)	(ア) 特別管理一般廃棄物
	(イ) 爆発性
	(ウ) し尿
	(エ) 顆粒状
(オ) 運搬施設	
問42 (記述)	(ア) 運転日報
	(イ) 継続
	(ウ) マニフェスト
	(エ) マニフェスト発行対象事業者名簿
問43	2
問44	1
問45	3
問46	2
問47	1
問48 (記述)	(ア) 変更届
	(イ) 医療関係機関収集届
	(ウ) 10
	(エ) 当該区(区でも可)
問49	2
問50	1